

## J A S 制度と同等の制度を有する国（平成27年1月現在）

有機農産物及び有機農産物加工食品について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（J A S 法第15条の2第2項）

アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、スイス、ニュージーランド、欧州連合の加盟国

※ これらの国の政府機関その他これに準ずる機関が発行する証明書をもって、日本国内の登録認定機関に認定された輸入業者は当該輸入農林物資に有機 J A S マークを付することができる。

注）農林水産大臣が、その他これらの国の政府機関に準ずる機関として指定している機関リンク先のとおり→ [http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-90.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-90.pdf)

### 【参考】欧州連合の加盟国

アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク